

第9号議案

平成31年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

平成31年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,322千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子・父子・寡婦福祉貸付資金	16,699 千	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項並びに同法施行規則第12条の規定による。
計	16,699			

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉貸付金収入		186,322 ^{千円}
	1 繰入金	11,910
	2 貸付返納金	111,646
	3 繰越金	46,053
	4 諸収入	14
	5 県債	16,699
歳入合計		186,322

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉貸付金支出		186,322 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	186,317
	2 予備費	5
歳出合計		186,322